



福岡医発第 2450 号(地)
令和元年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物(令和 2 年対象・令和 3 年報告)について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて別添のとおり周知協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われております。

今般、告示の一部が改正され、下記のとおり令和 2 年 1 月 1 日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物

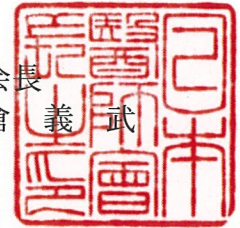
コード	物	含有量(重量%)
2 5 0	モリブデン化学物（三酸化モリブデンに限る）	0.1%未満

- 2 事業者は、令和 2 年 1 月 1 日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

日医発第957号（健Ⅰ205）
令和元年12月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
横倉 義武



有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われております。

今般、告示の一部が改正され、下記のとおり令和2年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和3年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物

コード	物	含有量（重量％）
250	モリブデン化学物（三酸化モリブデンに限る）	0.1％未満

- 2 事業者は、令和2年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

基安発 1205 第 2 号
令和元年 12 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について

本日、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）の一部が改正され、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）の対象となる物（令和 2 年対象・令和 3 年報告）が定められたところである。

これを受けて、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」（令和元年 12 月 5 日付け基発 1205 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知）により、今般の改正について関係者に対して広く周知を図ること等が指示されたところであるが、本省においても、別添のとおり関係事業者団体等に対して有害物ばく露作業報告の制度及び報告対象物等の周知について要請したので、了知されたい。

基安発 1205 第 1 号
令和元年 12 月 5 日

別紙 関係事業者団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物（令和 2 年対象・令和 3 年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずる

おそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 による報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正により新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
250	モリブデン化合物（三酸化モリブデンに限る。）	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。